（放射線障害予防規程）

第二十一条　法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

［号を削る。］

一　放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理（放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者の管理を含む。）に従事する者に関する職務及び組織に関すること。

二　放射線取扱主任者の代理者に関すること。

三　放射線施設の維持及び管理（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）並びに放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。

［号を削る。］

四　［略］

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　［略］

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

十三　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供に関すること。

十四　第二十九条第一項の応急の措置（以下この号において「応急の措置」という。）を講ずるために必要な事項であつて、次に掲げるものに関すること（原子力規制委員会が定める放射性同位元素又は放射線発生装置の使用をする場合に限る。）。

イ　応急の措置を講ずる者に関する職務及び組織に関すること。

ロ　応急の措置を講ずるために必要な設備又は資機材の整備に関すること。

ハ　応急の措置の実施に関する手順に関すること。

ニ　応急の措置に係る訓練の実施に関すること。

ホ　都道府県警察、消防機関及び医療機関その他の関係機関との連携に関すること。

十五　放射線障害の防止に関する業務の改善に関すること（特定許可使用者及び許可廃棄業者に限る。）。

十六　［略］

十七　［略］

十八　［略］

［2・3　略］

（放射線障害予防規程）

第二十一条　法第二十一条第一項の規定による放射線障害予防規程は、次の事項について定めるものとする。

一　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに従事する者に関する職務及び組織に関すること。

一の二　放射線取扱主任者その他の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること。

一の三　放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。

一の四　放射線施設の維持及び管理（第二十二条の三第一項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。）に関すること。

一の五　放射線施設（届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物の廃棄をする場合にあつては、管理区域）の点検に関すること。

二　［同上］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　［同上］

十　［号を加える。］

［号を加える。］

十一　［同上］

十二　［同上］

十三　［同上］

［2・3　同上］